

未来への約束を、

公正証書が守ります。

遺言・任意後見・信託・各種契約



相談
無料

※詳しくは下記まで
お問い合わせください。

日本公証人連合会・法務省

| 日本公証人連合会 | <https://www.koshonin.gr.jp> ☎03-3502-8050

| 法 務 省 | <https://www.moj.go.jp>

| 公証週間専用電話 | ☎03-3502-8239

公証週間は毎年
10月1日から10月7日です
日本公証人連合会において上記期間中に
無料電話相談を行っています

国が定めた公正証書作成手数料

目的の価額	～50万円 まで	～100万円 まで	～200万円 まで	～500万円 まで	～1,000万円 まで	～3,000万円 まで	～5,000万円 まで	～1億円 まで
手数料	3,000円	5,000円	7,000円	13,000円	20,000円	26,000円	33,000円	49,000円

以下超過額5,000万円までごとに 3億円まで15,000円 10億円まで13,000円 10億円を超えるもの9,000円加算。

※遺言及び信託手数料の場合は目的の価額が1億円まで13,000円加算された金額になります。

※その他詳細につきましては公証役場へお問い合わせください。

公正証書作成手続きと主な必要書類

当事者本人が公証役場に出向いて公正証書を作成する場合には、出向いた人が当事者本人であることを証明するために、次のような書類と印鑑が必要です。

個人の場合	印鑑登録証明書(3か月以内)と実印、又は自動車運転免許証、マイナンバーカードなどの写真付き身分証などと印鑑。	法人の場合	法人登記の謄本・抄本などと代表者の印鑑証明書(3か月以内)と代表者印。
-------	--	-------	-------------------------------------

また、遺言公正証書以外の契約公正証書は、当事者本人の代理人が出向いて作成することもできますが、この場合には、当事者本人の委任状と当事者本人が委任状に押した印鑑の印鑑登録証明書(法人の場合には、法人登記の謄本・抄本などのほか、法人の委任状とその委任状に押した代表者印の印鑑証明書)及び出向いた人が代理人本人であることを証明するため、上記「個人の場合」に掲げた書類と印鑑とが必要となります。